



# ひとり親マル福制度のご案内



正式名称:ひとり親医療福祉費支給制度

▼日立市独自の制度:所得制限の撤廃※18歳未満のかた:自己負担金の助成、入院時の食事代の助成

県外での受診や18歳以下のかたの600円未満の自己負担金・入院時食事代は申請が必要です。  
詳細は裏面の「支給申請をする」「子の自己負担金の助成を受ける」をご確認いただくか、  
国民健康保険課へご連絡ください。

対象のかた	<p>①18歳未満<sup>※1</sup>の児童を育てているひとり親とその児童          ②20歳未満の児童が高等学校等<sup>※2</sup>の学生または一定の障害の状態<sup>※3</sup>にあるひとり親とその児童          ③父母のいない前記の児童          ④配偶者が一定の障害の状態<sup>※3</sup>にあり、長期にわたって労働能力を失っているかたとその子</p> <p>*1 18歳到達後の最初の3月31日まで *2 通信課程や4年以上の専攻過程は除く          *3 障害の程度は、児童扶養手当法施行令別表第1による          ※①、②、③、④に該当しなくなったときや、婚姻(事実婚を含む)したときは資格喪失となります。</p>
受給者証を もらう	<p>国民健康保険課、市民課、各支所または日立駅前出張所に〈必要なもの〉を持参します。          〈必要なもの〉</p> <p>①資格情報が分かるもの<sup>※1</sup>（本人と子） ②本人と子の全部事項証明書（戸籍謄本）<sup>※2</sup>          ③マイナンバーのわかるもの ④申請者の本人確認ができるもの          ⑤市町村民税課税証明書またはマイナンバーを使用した所得照会への同意書          （⑤は転入されたかたのみが必要なものです）</p> <p>※1 被保険者証、資格確認書、資格情報のお知らせ、マイナポータルアプリの端末など          （資格取得日、保険者番号、記号、番号、枝番、扶養者名の記載があるもの）          ※2 日立市の児童扶養手当証書、離婚届の受理証明書でも申請できます。          また、マル福と児童扶養手当の両方を申請する場合、全部事項証明書（戸籍謄本）や          離婚届の受理証明書が共通の添付書類になります。マル福の申請はコピーをいただき          原本をお返ししていますので、先にマル福の申請をお願いします。          子が18歳など、申請状況により添付書類が異なります。          詳しくは国民健康保険課（☎0294-22-3111 内線204・205）までご相談ください。</p>
受給者証を 使う	<p>県内</p> <p>『マイナ保険証等』と『受給者証』を医療機関、薬局の窓口に提示してください。          医療機関の窓口では、下記の自己負担金をお支払いください。          （薬局では、自己負担金の支払いはありません。）</p> <p>外来自己負担金：1医療機関ごとに、1日600円を月2回まで          入院自己負担金：1医療機関ごとに、1日300円を月3,000円限度まで          残りの医療費は、県や市が医療福祉費として医療機関へ支払います。</p> <p>県外</p> <p>受給者証が医療機関の窓口で使用できません。          医療機関では健康保険の一部負担金（2割や3割）をお支払いください。          後日、窓口で支給申請が必要です。</p> <p><u>マル福制度が使用できないもの</u>          *健康保険が使用できない診療や薬          *学校・幼稚園・保育園などの管理下（授業、部活動、登下校など）でのケガや病気          →マル福制度の代わりに災害共済給付制度（スポーツ保険）を使用します。          詳しくは学校・幼稚園・保育園の先生に確認してください。  <u>マル福制度を使用するときに、国民健康保険課に連絡が必要なもの</u>          *交通事故など、第三者の行為が原因となるケガや病気</p>

裏面もご覧ください

<p><b>支給申請をする</b></p>	<p>◇県外での診療などにより、受給者証を医療機関で使用できなかったとき →保険適用の医療費・調剤等が助成されます。</p> <p>◇18歳以下のかたが入院したとき →市独自の制度により入院時の食事代が助成されます。</p> <p>国民健康保険課、市民課、各支所または日立駅前出張所の窓口で支給申請をするか、 日立市のホームページからオンライン申請をご利用ください。</p> <p>※申請期限：診療月から5年間</p> <p>〈必要なもの〉</p> <p>①領収書（受給者氏名、受診年月日、金額、保険点数、医療機関名があるもの） ②請求するかたの銀行口座がわかるもの③受給者証</p> <p>〈持っている場合に必要なもの〉</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・診療（調剤）明細書</li> <li>・保険者からの高額療養費、付加給付金、家族療養費などの支給額がわかるもの</li> </ul>									
<p><b>子の自己負担金の助成を受ける</b></p>	<p>日立市では、市独自の制度により <u>18歳未満のかたの外来自己負担金（1日600円）</u> や <u>入院自己負担金（1日300円）</u> の助成を行っています。</p> <p>助成を受けるためには「医療福祉費自己負担金支給申請書」を国民健康保険課、市民課、各支所または日立駅前出張所に提出するか、オンライン申請での口座登録が必要です。</p> <p><u>※同世帯の保護者のかたの口座を登録します。</u></p> <p><u>※口座内容や助成金の受取人の変更をするときには再度、申請が必要です。</u></p> <table border="1" data-bbox="311 871 1430 1473"> <thead> <tr> <th>医療機関での支払い方法</th> <th>助成方法</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>受給者証を使用して受診し、支払い額が <u>600円</u> のとき  ※未振込みの場合にはお問い合わせください。</td> <td>登録口座に <u>自動振込み</u></td> <td>支給決定通知はありません。 「ヒタチシマルフク」と通帳に記帳しますので、お手元にある領収書と支給額を確認してください。</td> </tr> <tr> <td>・受給者証を使用しなかったとき (県外での受診を含む)  ・支払い額が <u>600円未満</u> のとき  ・令和2年4月からの入院食事代  ・令和2年4月から令和3年3月までの入院自己負担金</td> <td>窓口での <u>手続き</u>が必要</td> <td>国民健康保険課、市民課、各支所または駅前出張所で手続きしてください。  《必要なもの》 ①領収書と診療明細書 ②保護者の銀行口座がわかるもの  ※他の制度から助成があった場合は、その支給決定通知書（健康保険付加給付金、マル福以外の公費負担、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度等） ※申請期限：診療月から5年間</td> </tr> </tbody> </table>	医療機関での支払い方法	助成方法	備考	受給者証を使用して受診し、支払い額が <u>600円</u> のとき  ※未振込みの場合にはお問い合わせください。	登録口座に <u>自動振込み</u>	支給決定通知はありません。 「ヒタチシマルフク」と通帳に記帳しますので、お手元にある領収書と支給額を確認してください。	・受給者証を使用しなかったとき (県外での受診を含む)  ・支払い額が <u>600円未満</u> のとき  ・令和2年4月からの入院食事代  ・令和2年4月から令和3年3月までの入院自己負担金	窓口での <u>手続き</u> が必要	国民健康保険課、市民課、各支所または駅前出張所で手続きしてください。  《必要なもの》 ①領収書と診療明細書 ②保護者の銀行口座がわかるもの  ※他の制度から助成があった場合は、その支給決定通知書（健康保険付加給付金、マル福以外の公費負担、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度等） ※申請期限：診療月から5年間
医療機関での支払い方法	助成方法	備考								
受給者証を使用して受診し、支払い額が <u>600円</u> のとき  ※未振込みの場合にはお問い合わせください。	登録口座に <u>自動振込み</u>	支給決定通知はありません。 「ヒタチシマルフク」と通帳に記帳しますので、お手元にある領収書と支給額を確認してください。								
・受給者証を使用しなかったとき (県外での受診を含む)  ・支払い額が <u>600円未満</u> のとき  ・令和2年4月からの入院食事代  ・令和2年4月から令和3年3月までの入院自己負担金	窓口での <u>手続き</u> が必要	国民健康保険課、市民課、各支所または駅前出張所で手続きしてください。  《必要なもの》 ①領収書と診療明細書 ②保護者の銀行口座がわかるもの  ※他の制度から助成があった場合は、その支給決定通知書（健康保険付加給付金、マル福以外の公費負担、日本スポーツ振興センター災害共済給付制度等） ※申請期限：診療月から5年間								
<p><b>受給者証を更新する</b></p>	<p>受給者証は毎年、7月1日に更新があります。</p> <p>通知日：6月下旬 *自動で更新ができるかた：受給者証を送付します。 *窓口で手続きが必要なかた：更新手続きの案内を送付します。</p>									
<p><b>受給者証の内容を変更する</b></p>	<p>氏名、住所、健康保険等の内容に変更がある場合には、国民健康保険課、市民課、各支所または日立駅前出張所に届出をするか、オンライン申請での変更手続きをしてください。誤った内容の受給者証は医療機関で使用できません。</p> <p>〈必要なもの〉 ①健康保険の資格情報が分かるもの②医療福祉費受給者証③申請者の本人確認ができるもの</p>									

**オンライン申請をご利用ください！**

- ・健康保険や住所等の資格内容変更
- ・受給者証の再交付
- ・自己負担金の口座登録
- ・支給申請（医療費の払い戻し）

上記の手続きについては、オンライン申請が可能です。  
日立市ホームページ内の申請リンクからご申請ください。



ホームページはこちら

**お問い合わせ先**

〒317-8601  
日立市助川町1丁目1番1号  
日立市 保健福祉部 国民健康保険課  
医療福祉係  
電話 0294-22-3111 内線 204・205  
IP 050-5528-5078